

仕事のやりがいを守る、
やりがいのある仕事です。

標準
官
監督
採用試験
労働
監督
採用
試験
平成
20年度



仕事のやりがいを守る、やりがいのある仕事です。

LSI

a labor Standards Inspector

【労働基準監督官】とは

全国では、約460万の事業場で約5,400万人の労働者が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

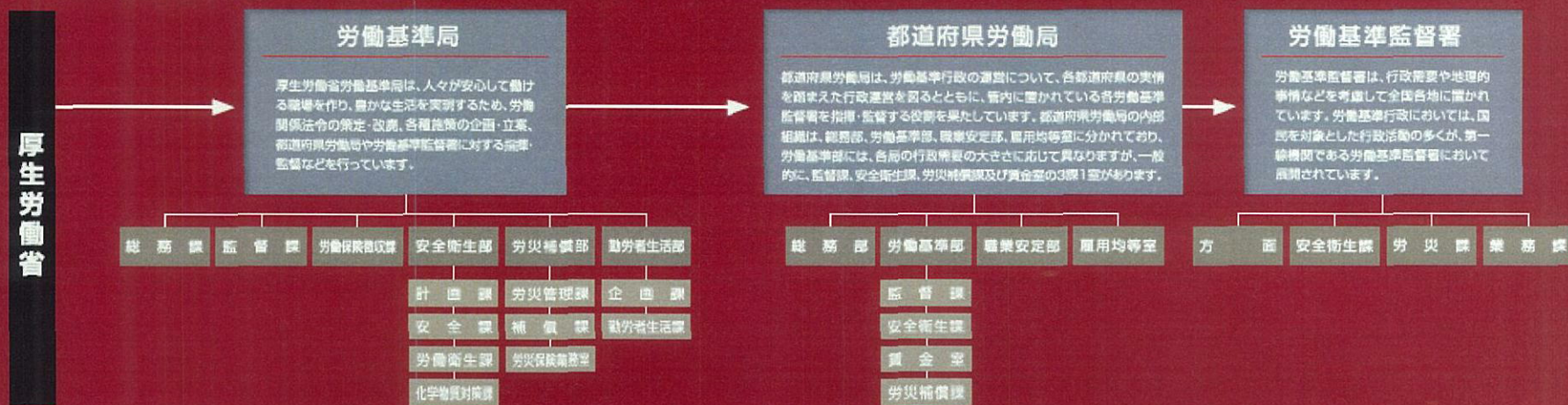
労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる種類の事業場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させるとともに、労働条件の向上を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されており、労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などの労働監督制度の趣旨に従い、労働基準法により労働基準監督官分限審議会の同意がない限り任免されません。

LSI

厚生労働省と労働基準行政

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、その下に都道府県労働局が、さらに第一線機関として労働基準監督官が置かれており、これらすべて国の機関です。なお、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校が設置されており、また、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働安全衛生総合研究所があります。

労働基準監督機関組織図 (都道府県労働局及び労働基準監督官の組織図は一例であり各県・市によって異なります。)



臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは労働者からの相談などを契機として、工場や事業場などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行い、法律違反が認められた場合には事業主などに対しその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察
事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法律に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき特別司法警察職員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検します。

災害調査

工場や工事現場などにおいて重篤な労働災害が発生した場合、直ちに発生現場に赴いて災害の発生状況やその原因などについて調査し、再発防止について必要な指導を行います。



大阪労働局長
覚正 寛治

Kanji Kohsyo

昭和52年任官

私が30年余りも長く労働行政で仕事を続けてこれたのは、やはり労働基準監督官が一人一人の働く方々の「生存」を支えているという「思い」、今の大変厳しい日本の社会で我々労働基準監督官しか働く方々の最低労働条件を守ることができないという誇りの「思い」があったからこそと感じています。

労働者保護のため真向から労働条件等の是正・改善に向けて日々

苦闘しながらも取り組んでいるのが労働基準監督官です。「社会正義に対する熱い思い」を持たれている皆さん、是非、労働基準監督官として皆さんの心からの「思い」を実現させてみませんか。皆さんが日本の労働基準監督官制度を支え、担っていただけることを願ってやみません。



愛知労働局長 労働基準部長
磯部 隆文

Takafumi Ito

昭和54年任官

愛知は日本一元気があります。製造品出荷額や有効求人倍率など全国一を続けていますが、すべてが輝き、何の問題もないのか？

私は、権を飛ばします。「寂しいときには目を細めてじっくり見なさい、暗いときには目を見開いてしっかり見なさい。劣悪な労働条件の下で働いている人たちがいます。それを見逃せば、今は条件の良い人もやがて足を引っ張られてしまいます。」

賃金不払、解雇、サービス残業、労働災害、過労死、アスベスト、労災かくし、外国人技術実習生、偽装請負等に対して、我々がやるべき使命と責任は重いのです。今も労働基準監督官はこれらに立ち向かっています。



大阪労働局長 労働基準部 監督課長
鈴木 伸宏

Nobuhira Suzuki

昭和62年任官

労働基準監督官は、多岐にわたる情報を分析して問題業種や事業場を絞り込み、これらに対する戦略的な計画を立てて臨検監督を行っています。また、労働者の方から数多く寄せられる長時間労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）などの情報にも適切に対応しています。さらに、大手企業の倒産に際しては、マスコミで話題になる以前に情報を把握し、監督指導を実施し、賃金の支払を確保する

よう指導を行うこともあります。

様々な考えを持っていたり事情を抱えている事業主を説得して、関係法令を遵守させることは決して容易なことではありません。しかし、労働者の権利や安全・健康を守るという使命感を持って働けるところに労働基準監督官という仕事の魅力があります。同じ使命感を持つ方と、是非一緒に仕事をしたいと思っています。



山形労働局長 米沢労働基準監督署長
東海林 薫

Kaoru Saji

昭和59年任官

「被害者の代弁者である自覚を持つこと」大切にしている古いソニーに書いてある、技師に挑む心構えの書を読んで忘れられない一言です。私たち労働基準監督官の職務の一つに、特別司法警察職員として捜査を行う仕事があります。これは労働基準法や労働安全衛生法に違反し、その違反内容が重大・悪質な場合には、自ら刑事訴訟法に限り捜査をして、送検を行うというものです。時には、捜査・差押や逮捕

といった強制処分を行うこともあります。

休日もなかった若い運転手の死亡事故。会社は労働時間や休日の管理をしていませんでした。被害者の思いを代弁することは、どんな事案でも困難を伴います。しかし、労働基準監督官にしかできない仕事です。そして、労働基準監督官だからできる仕事です。



東京労働局長 東京労働基準監督署 第三方面主任監督官
坂本 直己

Naoki Sakamoto

平成24年任官

労働基準監督官の仕事のひとつに、災害調査という業務があります。災害調査は、工場や工事現場などにおいて、労働者が仕事中に事故に遭って、死亡や重度の身体障害に陥るような労働災害が発生したときなどに実施します。災害調査においては、二度と同じような災害を発生させないために、発生原因などを徹底して調査します。災害現場では、被災者や機械又は構造物の位置関係を明らかにするための計

測作業や写真撮影を行います。また、被災状況を明らかにするために、関係者からの事情聴取も行います。その上で、事業主に対し、具体的な再発防止対策を指導します。このように、労働基準監督官の重要な業務の一つである災害調査を行っている時、労働基準監督官としての使命感を強く実感します。

厚生労働本省での勤務

労働基準監督官は、都道府県労働局又は労働基準監督署において、様々な監督活動を行っています。厚生労働本省にも配置され、労働基準行政の政策の企画・立案、労働関係法令の改正などの様々な業務に携わっています。

厚生労働省 労働基準局監督課 労働監督監督官 倉持 清子 *Kiyoko Kuramochi*



昭和59年任官

厚生労働本省において、労働基準監督官の職務執行に関する行政訴訟等を担当し、法務省とも協議しながらの主張を行っていく仕事をしています。
裁判の中で、労働基準法施行直後の昭和20年代の監督指導について説明を求められ、調べたことがありました。女子・年少者の深夜業取締りのため特種工場に連日夜間勤務したという当時の記録を見た時、半世紀以上前の先輩監督官の情熱を感じるとともに、労働基準監督官の仕事は、いつの時代にも働く人にとってなくてはならない重要なものであることを改めて自覚しました。暖かい心と実行力を持った皆さんが21世紀の労働基準行政の担い手となることを期待しています。

厚生労働省 労働基準局監督課 監督係 長澤 篤 *Atsushi Nagazawa*



平成13年任官

私は、平成13年4月に労働基準監督官として採用され、第一級機関である労働基準監督署等で5年間勤務した後、厚生労働本省に異動となりました。
現在は、労働基準局監督課において、全国の労働基準監督機関の業務運営に関する施策や労働基準監督官の権限行使に関する事務の企画・立案の業務等に携わっています。
施策の企画・立案については、時々刻々と変化する社会状況に即応した内容とする必要があり、また、時には瞬時に判断を求められることもあります。労働基準監督署で勤務する労働基準監督官が効果的かつ効率的に職務を遂行できるように、的確な業務の方針を厚生労働本省において定めることは大変重要な業務であり、大きなやりがいを感じることができます。
労働基準監督署での勤務も厚生労働本省での勤務も、目指すところは同じ。「この国で働くすべての労働者にとって安全・安心な職場づくり」が共通の、そして究極の目標です。この目標達成に向けて、熱意ある皆さんとの出会いを楽しみにしています。

平成19年任官の監督官からのメッセージ

長野労働局 上田労働基準監督署 高吉 えり *Eri Takayashi*



平成19年任官

私たちの仕事は、デスクワークだけでなく、会社や工場に立入り調査を行う臨検監督、労働災害が起きた時に現場に赴いて発生原因などを調査する災害調査等、労働基準監督署の外での業務も多くあります。このような監督や調査を通じて会社を指導する際には、法違反の指摘にとどまらず、事業主に対する適切なアドバイスや法令遵守のための取得が不可欠であり、そこが労働基準監督官の仕事の難しさでもあり、やりがいを感じる部分でもあると思います。幅広い知識が要求され、勉強すべきことは尽きませんが、その分仕事の達成感も大きく、労働者の役に立てたと思えた時は本当に嬉しいものです。働く人のよりよい職場環境の実現に向け、誇りを持って働ける仕事です。

広島労働局 広島中央労働基準監督署 古田 大心 *Daishin Furuta*



平成19年任官

私が労働基準監督官を志望したきっかけは、父が勤務していた会社において月100時間の残業があり、その多くの時間について、前増賃金が支払われていませんでした。ここから、労働条件を守る仕事に興味を持ちました。あらゆる事業場に臨検監督を行い、帳簿の検査、尋問等を行うことにより、法違反があれば是正を勧告し、労働条件を守らせるこの仕事は専門性が高く、自己研鑽の日々が続きます。労働基準監督署には、賃金不払や解雇という事柄に遭遇し、深刻な表情の労働者が多く訪れます。相手の立場に立てよ対応ができた時には「ありがとう」と言われることも多く、やりがいと誇りを感じられる仕事です。情熱にあふれる皆さんをお待ちしています。

茨城労働局 水戸労働基準監督署 唐井 祐樹 *Tsuki Kuroi*



平成19年任官

労働基準監督署には賃金不払、解雇等の相談が日々寄せられています。その中で私が最も印象に残っているのが農家で働く外国人労働者の最低賃金法違反の事例でした。
この労働者は来日してまだ2年余りのため、日本語がはくわらないようで、当初はこちらが伝えようとしていることがうまく伝わりませんでした。しかし、冷静さを失わずに相手の話に真摯に耳を傾けるうちに、相手もこちらが伝えようとしていることを理解してくれるようになりました。このとき改めて、いくら法令に精通していても、人間性に乏しければ、解決する問題も解決できなくなるかと実感しました。温かい人間味をもった皆さんとお会いできることを楽しみにしております。

採用後の研修・処遇・福利厚生

採用後の
研修

労働基準監督官は、採用後の基礎研修として、労働大学校において約2ヶ月間にわたり行われる中央研修、配属先の労働基準監督署において行われる実施訓練の合わせて約1年6ヶ月の研修を受けます。

中央研修の主たるカリキュラム

一般法学	民法、刑事訴訟法 など
労働関係法令	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、国内労働法、七人制法 など
監督関係	労働基準行政と監督制度、監督指導実務、未払賃金立付実務 など
安全衛生関係	産業安全に関する基礎知識、労働衛生に関する基礎知識、災害調査実務 など
司法警察関係	司法警察実務に関する基礎知識、実況見分実務、被疑者・参考人の取調実務 など

採用後の
処遇

労働基準監督官は、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進する途が開かれています。
採用後は、全国の都道府県労働局、労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働本省を含め、随時異動することになります。
初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表(一)1級の26号俸(173,900円)に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴等がある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされます。東京、名古屋、大阪などの主要都市に勤務する場合には、扶養手当を含む俸給月額最高で14%（東京都区内勤務者）〔平成19年度の場合〕の地域手当が支給されることとなります。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤続手当などが支給されます。

福利
厚生

各地に国家公務員宿舎があります。
国家公務員の各種の福利厚生施設及び制度を利用できます。

平成20年度 労働基準監督官採用試験要綱

■受験資格

- 1 昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者
- 2 昭和62年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■試験の程度／大学卒業程度

■受付期間／平成20年4月1日(火)～4月14日(月)

■採用予定者数[※]

- 労働基準監督官A(法文系)約75名
- 労働基準監督官B(理工系)約25名

※採用予定数は、平成19年末現在の
ものであり、変動する場合がありますので、
人事院ホームページをご覧ください。

■第1次試験日／平成20年6月15日(日)

■第2次試験日／平成20年7月29日(火)・7月30日(水)の指定された1日

■第1次試験合格者発表日／平成20年7月8日(火)

■最終合格者発表日／平成20年8月29日(金)

■申込用紙請求先

人事院各地地方事務局(所)、各都道府県労働局、各労働基準監督署

■申込用紙提出先

希望する第1次試験地に対応する下表の申込先へ申込用紙を提出してください。

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1	011-709-2311
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3	018-862-6681
東京都	東京労働局	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒951-8588 新潟市川岸町1-56	025-234-5920
名古屋市	愛知労働局	〒460-8607 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-972-0264
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1	076-265-4420
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒960-0805 熊本市桜町1-20	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-0816 鹿児島市山下町13-21	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-868-4003